

令和4年度 第1回山梨地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時：令和4年7月5日（火）午後1時55分～午後2時45分
- 2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉
- 3 出席者：公益代表 石垣委員、伊藤委員、今井委員、岡松委員、反田委員
労働者代表 小林委員、櫻井委員、白倉委員、田草川委員
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、山岸委員、依田委員
事務局 生方労働局長、岡村労働基準部長、
井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

- (1) 会長代理の選出について
- (2) 運営小委員会の委員の指名について
- (3) 山梨県最低賃金の改正決定の諮問について
- (4) 山梨県最低賃金専門部会の設置について
- (5) 最低賃金審議会の公開・非公開について
- (6) 山梨地方最低賃金審議会運営小委員会規程の改正について
- (7) 労使からの意見聴取について
- (8) 今後の審議日程について
- (9) 特定最低賃金検討委員会の委員の選出について
- (10) その他

5 審議会内容

(賃金室長)

定刻より少し早いのですが、皆様御揃いいただきましたので、ただいまから、令和4年度第1回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、労働者側、佐々木委員、使用者側、長谷川委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて御報告いたします。

まず、山梨労働局長の生方から委員の皆様へ御挨拶を申し上げます。

(労働局長)

皆様こんにちは。

本日は、大変御多用の中、令和4年度第1回山梨地方最低賃金審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本年度、皆様方には、第53期の委員として2年目の任期をお願いすることとなります。

委員15名のうち3名の方におかれましては、任期の途中からとはなりますが、新たに委員に御就任いただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の審議会でございますが、山梨県最低賃金の改正の諮問をさせていただいた上で、関連する手続きや今後の審議日程等を御審議いただく予定としております。

本年度も新型コロナウイルス感染症などによる雇用・経済への影響等を踏まえた審議となり、皆様方には大変御苦勞をおかけすることとなりますが、県内の経済の動向、雇用の状況、あるいは生活保護と最低賃金の比較等々を御考慮いただき、また、今月下旬に中央最低賃金審議会において示される予定である目安額も踏まえていただき、山梨県の最低賃金につきまして御審議いただきたく存じます。

私ども、事務局としましても、本審議会が円滑に進みますよう尽力して参ります。

以上、簡単ではございますが、開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(賃金室長)

続きまして、お手元にお配りした資料の御確認をお願いいたします。

封筒の中でございますが、本日の次第と配席表の次に、一枚紙の委員名簿、続いて審議日程表の案がございます。

それから、左上をホッチキス止めなどしました資料としまして、審議会の関係規定・法令集、最低賃金審議会に係る基本的事項、山梨地方最低賃金審議会審議資料、審議会追加配付資料、そして、山梨県の賃金概況、最後に、封筒の外でございますが、令和4年度版の最低賃金決定要覧の書籍、これらの資料を配付してございますが、お手元にすべて揃っているでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に委員の御紹介に入ります。

お手元に配付しております山梨地方最低賃金審議会委員名簿を御覧ください。

昨年度の第1回本審におきまして、本審議会の会長に反田委員が選任されており、任期の2年目となる本年度も引き続き、会長をお願いすることになりますので、本年度、新たに委員に御就任いただいた皆様方には御承知おきいただきたいと思います。

名簿記載の順に私から御紹介をさせていただきます。

公益委員から御紹介します。

石垣委員です。

続きまして、伊藤委員です。

続きまして、今井委員です。

続きまして、岡松委員です。

続きまして、反田会長です。

次に労働者側委員を御紹介します。

小林委員です。

続きまして、櫻井委員です。

佐々木委員は本日欠席となっています。

続きまして、白倉委員です。

続きまして、田草川委員です。

次に使用者側の委員を御紹介します。

一之瀬委員です。

続きまして、川島委員です。

長谷川委員は本日欠席となっています。

続きまして、山岸委員です。

最後に依田委員です。

(賃金室長)

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

労働局長は御挨拶いたしましたので、その隣から、労働基準部長の岡村です。

室長補佐の平出です。

最後に、私、賃金室長の井上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議事進行は審議会運営規程第5条により、会長が議長を務めることとされておりますので、反田会長から御挨拶をいただいた後、以後の議事進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

(反田会長)

反田です。簡単に一言御挨拶申し上げます。

昨年に引き続きまして、会長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

新たに本審議会の委員に就任され、本日、初めて出席される方が3名いらっしゃるのですが、よろしくお願いたします。

本年度も、昨年度に続きまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が色濃く残っておりまして、県内の経済情勢や雇用情勢には依然として厳しいものがございまして。

そういう中での審議となりますので、皆様には真摯な議論をお願いしたいと思います。

また、本年度は、コロナ禍に加えて、原材料価格の高騰という新たな問題も影響されるところでございますが、皆様の真摯な御議論と円滑な議事の進行へのご協力をお願いしたいと思います。

それでは、着座にて議事を進めさせていただきます。

【（１）会長代理の選出について】

（反田会長）

本年度の最低賃金審議会の運営につきましては、お手元に配付されております、山梨地方最低賃金審議会関係規定・法令集の中の1ページにあります、令和4年度最低賃金改正等の推進について、を基本に審議を進めたいと思います。

最初に、議事の（１）会長代理の選出について、です。

本年3月31日で審議会委員を退任されました鷹野委員にこれまで会長代理を務めていただいておりますけれども、新たに会長代理を選出する必要があります。

会長代理は、最低賃金法第24条の規定によりまして、公益委員の中から委員が選挙することとされております。

この点いかがいたしましょうか。

（伊藤委員）

それでは、私から推薦させていただきます。

今井委員に会長代理をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（反田会長）

ただいま、伊藤委員から、会長代理に今井委員を、との御推薦がありましたが、いかがでしょうか。

（各側委員）

異議なし。

（反田会長）

それでは、異議がございませんので、全会一致により、会長代理に今井委員が選出されました。

お手元の委員名簿の、今井委員の左側に一重の丸印を記載していただくようお願いいたします。

【（２）運営小委員会の委員の指名について】

（反田会長）

続きまして、議事の（２）運営小委員会の委員の指名について、事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

それでは説明いたします。着座にて失礼いたします。

お手元にお配りしております、最低賃金審議会に係る基本的事項の資料の7ページを御覧ください。

これは山梨地方最低賃金審議会の構成図となっております。

一番上に山梨地方最低賃金審議会がありますが、その左下に運営小委員会がございます。

運営小委員会は最低賃金審議会の中に設けることができる委員会の一つで、本審及び専門部会の効率的な運営を図るため、審議会の運営全般にわたって協議いただく委員会となっております。

次に、山梨地方最低賃金審議会関係規定・法令集の10ページを御覧ください。

運営小委員会の運営規程となりますが、この第3条で、運営小委員会の委員につきましては、各側2名ずつの合計6名で、各側委員の互選により選出された委員より会長が指名することになっております。

公益側の運営小委員会委員で委員長代理を務めていただいていた鷹野委員が本年3月31日で退任されましたことから、後任の運営小委員会の委員につきまして、御選出をお願いいたします。

以上です。

（反田会長）

それでは、ただ今説明がありましたように、運営小委員会の委員長代理となる公益側委員につきましては、事前に公益委員で協議した結果、今井委員を指名させていただきたいと思っております。

あらためて指名いたしました委員会の名簿は、後日、事務局から委員の皆様にお送りいたします。

【（３）山梨県最低賃金の改正決定の諮問について】

（反田会長）

それでは、次に議事の（３）山梨県最低賃金の改正決定の諮問に入ります。

まずは、労働局長から諮問をお受けすることとします。

(局長、会長に対して諮問文を手交)

(労働局長)

よろしく申し上げます。

(反田会長)

お手元に写しが渡りましたでしょうか。

それでは、事務局から、諮問文の朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは、朗読させていただきます。

山梨労発基0705第1号令和4年7月5日

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿

山梨労働局長生方勝

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、山梨県最低賃金(昭和55年山梨労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022(同日閣議決定)に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

(反田会長)

はい。では、諮問に当たりまして、労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。

(労働局長)

ただいま、令和4年度の山梨県最低賃金の改正につきまして、諮問をさせていただきました。

県内の経済情勢でございますが、日本銀行甲府支店によりますと、「県内景気は、新型コロナウイルス感染症や資源価格上昇の影響などから一部に弱さもみられるが、基調としては持ち直している」とされております。

また、山梨中央銀行が6月に発表しました調査月報でも、「新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、基調としては緩やかに持ち直している」とされており、業種によって回復の程度に差があり、まだ厳しい状況が続くことが懸念される

業種等もありますものの、全体としては、県内景気は回復に向かっていることがわかれるところでございます。

一方、6月7日に閣議決定されました、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」におきましては、最低賃金に関する記述として「景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。」などの方針が示され、併せて「その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」と示されたところでございます。

本年度におきましても、感染症の動向、資源価格上昇による下押し圧力などの経済・雇用に与える状況などがある中で、最低賃金制度の趣旨や役割を踏まえながら、最低賃金をどのようにしていくのか、非常に難しい御判断をしていただくこととなります。

私ども事務局としましても、迅速、的確な資料作りなどに尽力し、円滑な審議が行われますよう努めて参りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(反田会長)

ありがとうございました。

それでは、事務局から諮問の背景などについて説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

お手元に配付しております資料のうち、山梨地方最低賃金審議会審議資料と同じく追加配付資料をお手元に御用意ください。

まず、審議資料の1ページ目を御覧ください。

これは、山梨県の地域別最低賃金と特定最低賃金の推移を記載した表となっております。

右の方の、平成28年以降の欄を御覧ください。

平成28年以降、令和2年度を除いて、山梨県最低賃金は、毎年二十数円の引上げが続いておりまして、昨年は、28円の引き上げ額となっております。

次の3ページの資料につきましては、後ほど触れさせていただきます。

続きまして、5ページの資料を御覧ください。

これは、昨年度の審議会の開催状況を一覧にした表となります。

昨年度は、地域別最低賃金に関しましては、8月4日に専門部会において多数決による採決で結審となりまして、その後、本審において、多数決による採決をいただき、御答申をいただきました。

また、特定最低賃金に関しましては、電気関係については10月14日に全会一致で

部会の採決をいただき、また、自動車関係については10月12日に全会一致で部会の採決をいただき、それぞれ、御答申をいただきました。

次に7ページを御覧ください。

これは昨年度の、全国の地域別最低賃金の改定状況を一覧にした表でございます。山梨につきましては青く色付けしております。昨年度は、先ほど申し上げましたとおり28円の引上げとなり、10月1日に発効しております。

次に9ページを御覧ください。

これは県内における、過去6年間での最低賃金の履行確保を重点とした監督指導結果を記載した表です。

県内には、労働局の出先機関として、甲府、都留、鯉沢の3つの労働基準監督署があり、これらの監督署に配置されております労働基準監督官が、管内の事業場に対して、日常的に監督指導を実施しておりますが、それらの活動のうち、最低賃金が守られているかどうかについて重点的に監督指導を行った結果を記載しております。

約定賃金が最低賃金額を下回っていた最低賃金法違反の違反率は、昨年度14.3%となっております。

最低賃金に係る法違反が認められた事業場の最低賃金に係る認識につきましては、ほとんどの事業場は、最低賃金が適用されることを知っているものの、一部には知らなかった事業場も認められております。

11ページと12ページには全国の監督実施状況を記載した表があります。

次に資料の13ページを御覧ください。

これは、15ページ以降の各種経済指標等のデータにつきまして、それぞれの主なポイントを取りまとめた一覧表になります。

表の中ほどの「ページ」と記載した列には、それぞれの経済指標の資料が、この審議資料の何ページにあるか、ページ番号を記載しておりますので、後で資料を御覧いただく際に御活用ください。

続きまして、追加配付資料をお手元に御用意ください。

まず、追加配付資料の21ページを御覧ください。

日銀の短観につきましては、審議資料のほうは資料作成時期の都合から本年4月1日発表の資料となっておりますが、こちらが最新の7月1日発表の資料となります。

次に、追加配付資料の1ページ目を御覧ください。

こちらは令和4年6月7日に閣議決定されました、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の抜粋資料に、新しい資本主義実行計画工程表と基礎資料集からの抜粋資料を併せた資料となります。

次の2ページを御覧ください。上から6行目、最低賃金に関しまして、「また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論して

いただくことが必要である。」とされております。

続きまして、同じ資料の15ページを御覧ください。

こちらは、同じく令和4年6月7日に閣議決定されました、経済財政運営と改革の基本方針2022の抜粋資料です。

この資料の18ページを御覧ください。

上から2行目からですが、「また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。」とされております。

説明は以上です。

(反田会長)

はい。ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、ただいまの諮問を受けまして、山梨県最低賃金の改正決定について、今後、当審議会において、調査、審議を進めていくことにしたいと思っております。

【 (4) 山梨県最低賃金専門部会の設置について 】

(反田会長)

それでは、議事の(4)専門部会の設置について、に入りたいと思っております。事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

引き続き、説明させていただきます。

山梨県最低賃金の改正につきましては、調査、審議を行っていただくために、専門

部会を設置することが法令上必要とされております。

配付資料のうち、書籍の最低賃金決定要覧を御覧いただきたいと思います。

140ページから関係法令が記載されております。

そのうちの144ページを御覧ください。

最低賃金法第25条第2項において、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされており、専門部会の設置義務が定められております。

また、同じく同条の第3項において、専門部会は公労使各側同数の委員をもって組織すると定められており、山梨におきましては、令和4年度最低賃金改正等の推進について、に基づきまして、各側3名で構成することとされております。

次に、149ページを御覧いただきたいと思います。

最低賃金審議会令第6条第4項に、専門部会の任命手続が規定されており、労使の専門部会委員につきましては、この第4項の規定により読み替えられた最低賃金審議会令第3条の規定、この規定につきましては前の148ページにございますが、この規定により、労働者側と使用者側の委員につきましては、関係労働組合と関係使用者団体からそれぞれ推薦を受けまして、労働局長が任命することとされております。

この御推薦をいただくため、本審議会の終了後、本日中に推薦に係る公示を行うこととしております。

また、推薦の期限につきましては、7月19日を予定しております。

第1回の専門部会は、7月22日に開催する予定になっており、日程にあまり余裕がございませんが、労働者側及び使用者側におかれましては、推薦の御準備をよろしくお願いいたします。

なお、公益側の専門部会委員につきましては、本審の公益委員の中から3名を労働局長が任命させていただくこととなります。

次に、任期についてですが、本審の委員につきましては、最低賃金法第23条で2年とされています。

一方、専門部会の委員につきましては、任期は特に定められておりません。

しかしながら、149ページの最低賃金審議会令第6条第7項を御覧いただきますと、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したとき」に、「審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とされておりますので、調査審議が終了した時点で、「審議会の議決があれば」、専門部会は廃止されることとなり、委員の任期も終了することとなります。

このことから、山梨県最低賃金が決定等されまると、専門部会の調査審議は終了しますので、専門部会の任務が終了する前に、「その任務が終了したら、廃止とする」という議決をあらかじめ行うことも可能であると解されており、今後の審議会の円滑な進行の観点から、本日、当該議決をあらかじめいただきたいと考えておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

山梨県最低賃金につきましては、専門部会を設置して調査審議を進めることといたします。

その運営は、山梨地方最低賃金審議会専門部会運営規程、それから令和4年度最低賃金改正等の推進について、により進めていきたいと思っております。

(反田会長)

それから、専門部会は、山梨県最低賃金の金額が決定したところで廃止するということにしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(各側委員)

異議なし。

(反田会長)

それでは、異議がないようですので、専門部会につきましては、山梨県最低賃金が決定したところで廃止することといたします。

【 (5) 最低賃金審議会の公開・非公開について 】

(反田会長)

それでは、続きまして、議事の(5)審議会の公開、非公開について、に移ります。事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

お配りしております、関係規定・法令集の5ページを御覧ください。

山梨地方最低賃金審議会運営規程の第6条に、会議の公開について規定がございま

す。

会議は、原則公開するということになっておりますが、公開することによりまして、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合など、一定の支障等が生じるおそれがある場合につきましては、会長の決定により非公開とすることができることとなっております。

今後、具体的な金額審議に入っていただくこととなりますが、あらかじめ各会議の非公開の可否を御検討いただいて、決定していただきたいと考えておりますので御審議をよろしく申し上げます。

以上でございます。

(反田会長)

審議会の公開、非公開についてですが、私といたしましては、金額に係る率直な御意見をいただくということを前提といたしますと、金額審議を行う異議審と専門部会につきましては、原則非公開にしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

皆様、御意見・御質問はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、金額審議が行われる専門部会と異議審については、原則非公開ということにいたします。

【 (6) 山梨地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程の改正について 】

(反田会長)

それでは、次に議事の(6)山梨地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程の改正について、に移ります。

事務局からこの点の説明をお願いします。

(賃金室長)

説明いたします。

お手元に配付しております審議資料の123ページを御覧ください。

山梨地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程の改正案でございます。

改正箇所につきましては朱書きとしております。

今回、改正の御提案をさせていただきますのは、運営小委員会委員長が必要と認

めた場合には、WEB会議システム等の利用による、運営小委員会への委員の皆様の御出席を可能とする旨の改正を行うものです。

既に山梨地方最低賃金審議会運営規程、山梨地方最低賃金審議会専門部会運営規程につきましては、本年3月8日に開催しました、令和3年度第6回本審において御審議いただいております、運営小委員会規程においても同様の改正を行う趣旨となります。

御審議をよろしくお願いいたします。

(反田会長)

ただ今、事務局から説明のありました規程の改正につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、運営小委員会運営規程の改正案につきましては、原案のとおり承認することといたします。

【 (7) 労使からの意見聴取について 】

(反田会長)

それでは、次に議事の(7)労使からの意見聴取について、に移ります。
事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

お手元の審議会資料の125ページからの資料を御覧ください。

関係労使からの意見聴取についてですが、コロナ禍前の令和元年度までは、一つの事業場の視察を行って、その際に、当該事業場の会議室等をお借りして、労使双方から意見聴取を行っていましたが、令和2年度、3年度はコロナ禍にあり、委員の皆様が事業場を訪問などすることは困難でしたので、代わりの方策といたしまして事務局が事業場を訪問して、意見聴取を行いました。

令和3年度に対象とした事業場は、製造業1社、非製造業1社の2社でした。

具体的には、令和2年度と同一の事業場で、仕出し弁当の製造販売を行う事業場と社会福祉施設を営む事業場を対象としました。

意見聴取の対象者や聴取項目につきましては、127ページに記載したとおりで、意

見聴取の結果は、134ページからになります。

本年度につきましては、128ページからになりますが、本年3月に開催されました運営小委員会及び第6回の本審におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、しかるべき時期に会長に御判断いただくこととなっております。

そして、本年5月の時点では、新規感染者数が減少傾向に転じた状況ではありましたが、感染者数が再び増加する可能性も懸念され、今後の動向を注視していく必要があるとされておりました状況などから、労働者側、使用者側の委員の方にも御意見を伺いまして、その上で、令和2年度、3年度と同様の方式により意見聴取を行うこと、及び対象の事業場につきましては、製造業から1社、非製造業から1社と昨年度までと同数ですが、昨年度とは別の事業場とすること、また非製造業の1社につきましては、コロナ禍の影響を受けている業種として宿泊業の事業場とすることにつきまして、会長の御判断をいただいております。

なお、この二つの事業場に対しましては、事務局から連絡して、意見聴取に協力いただくことにつきまして、既に御了解をいただいておりますことを御報告いたします。

次に資料の129ページを御覧ください。

129ページからが使用者の方、132ページからが労働者の方に記載をお願いするアンケート用紙となります。

内容としましては、最低賃金に関する設問のほか、新型コロナウイルス感染症の影響についての項目を設けております。

また、現在、影響が懸念されている円安及び原材料高の影響につきましては、使用者用アンケート用紙の項目3にあります、「最近の景況感及び今後の見込み」の項目におきまして、把握をさせていただくことを考えております。

以上のような形式で、本年度、労使からの意見聴取を実施することにつきまして、御了解いただきますとともに、質問項目等につきまして、何かございましたら御指示いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

(反田会長)

ただいま、労使からの意見聴取につきまして、事務局からの説明がありました。

意見聴取の方式につきましては昨年度と同様、対象事業場につきましては、昨年度と変更し新たな二つの事業場となりますが、意見聴取の項目等につきまして、何か御意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

(反田会長)

事務局に一点お伺いしたいんですが。

この質問項目は、昨年度と変わっているのでしょうか。

(賃金室長)

こちらの資料のうち、赤字で記載しております部分が昨年度のアンケート用紙から修正を入れた部分になります。

(反田会長)

それ以外のところは同じ設問。

(賃金室長)

それ以外のところは同じ設問になっています。

(反田会長)

はい、わかりました。

(反田会長)

それでは、よろしいでしょうか。

本年度は、事務局から説明がありました方法によりまして、労使からの意見聴取を実施したいと思います。

【 (8) 今後の審議日程について 】

(反田会長)

次に議事の(8)今後の審議日程について、に移ります。

この点、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

引き続き説明いたします。

令和4年度地域別最低賃金審議会日程表の案を1枚紙でお配りしておりますので御覧ください。

日程表案でございますが、以前、皆様に日程調整をお願いした際に、今後の日程を確保いただくため、仮に確定したものとして事前にお送りしていたものと同じ資料です。

次に、審議資料の3ページを御覧ください。

いつ答申をいただくと、いつ官報に公示することができて、改正された最低賃金がいつ発効となるかを記載した一覧表となります。

一番左の列が8月5日となっている行を赤い枠で囲ってありますが、8月5日に答申をいただきますと、異議申出の締切期限は、既定の15日後が8月20日の土曜日となるため、休日の翌日に当たる8月22日の月曜日となります。そして、翌日の8月23日の午前中に異議審を開催し、当日に官報公示の手続きを始めることができますと、9月1日に官報公示がなされ、30日後の10月1日に改正された最低賃金が法定発効することとなります。

この10月1日の発効を想定しまして、答申をいただく本審を8月5日に、また、異議審を8月23日の午前中にそれぞれ開催する前提で、お配りした日程表案は作成しております。

今回、案としてお配りした日程では、一番上の7月5日が本日の本審です。

また、先ほど議決いただき、設置することとなった専門部会の第1回目を7月22日に開催いたします。

この日は、部会長等の選出、日程確認、それから先ほど御承認いただき実施することとなった労使からの意見聴取の結果の報告などを行うこととしております。

7月28日には、第2回の本審を開催しまして、その日までには示されている予定となっております中央最低賃金審議会の目安の伝達を行います。

また、その時点で、特定最低賃金の改正の申出を関係労使からいただいていることが前提となりますが、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る諮問も行わせていただきますので、審議会としましては、特定最低賃金検討委員会の設置及び同委員会の委員の選出を行っていただくこととなります。

7月28日は、本審終了後に第2回の専門部会を開催する予定としています。

この第2回目の専門部会では、労使双方から審議に当たっての基本的見解をお示しいただくこととしております。

次に、8月1日からは具体的な金額審議を行うこととなります。

8月4日も金額審議を行い、結審の予定としております。

金額審議の予備日として、8月5日の午後1時30分からの時間を確保しておりますが、この日は、午後3時30分から第3回本審を開催いたしまして、答申をいただきたいと考えております。

8月5日に答申をいただけた場合は、例年異議の申し出がございませぬので、先ほど申し上げましたとおり、8月23日に異議審として、第4回本審を開催することとしております。

当初の予定より大幅に遅れて、7月28日までに中央最低賃金審議会において、目安の答申が出されていない場合には、その後の日程を組み直す必要がございませぬが、このような必要が生じた場合には、委員の皆様様に速やかにお知らせして、再度日程調整を行わせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程の関係における最後の説明となりますが、8月22日には、特定最低賃金検討委員会を開催する予定としております。

特定最低賃金検討委員会につきましては、後であらためて触れさせていただきますが、例年10月から始まる特定最低賃金の改正に係る審議の前に、そもそも本年度の改正の必要があるか否かについて、議論いただく必要がございますので、この時期に設定させていただいております。

今後の審議会の日程案の説明は以上でございますが、本日程案につきまして、御検討の上、御承認をよろしくお願いいたします。

(反田会長)

ただいまの日程についての事務局からの説明につきまして、何か御意見・御質問はございますか。

(各委員確認)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、この日程表に沿って審議を進めて行くことにしたいと思います。

【 (9) 特定最低賃金検討委員会の委員の選出について 】

(反田会長)

それでは、次に移ります。

議事の(9)特定最低賃金検討委員会の委員の選出について、に移ります。

事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

説明いたします。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金とは異なりまして、関係労使からの申出を受けまして、当該特定最低賃金について改正の必要があるかどうかをまず御議論いただき、改正の必要性あり、との結論になった場合に、次に具体的な改正金額について検討いただく手続きとなっております。

この、改正の必要があるかどうか、について御議論いただく場が、8月22日に予定しております特定最低賃金検討委員会になります。

同委員会の委員につきましては、令和4年度最低賃金改正等の推進について、により、各側2名を選出し、会長が指名することとされています。

検討委員会の委員につきましては、専門部会の委員とは異なり、関係労使から推薦

をいただくという手続きは必要ありませんので、各側で事前に委員の候補を調整いただき、会長に指名していただく流れとなります。

労使各側の皆様におかれましては、検討委員会の委員の選出につきましての御準備をお願いしたいと思います。

以上です。

(反田会長)

ただいま事務局から説明のありました特定最低賃金検討委員会の委員の選出につきましては、特定最低賃金改正に係る正式な申出を受けてから行いたいと思います。

7月中には申出がある見込みですので、労働者側、使用者側、それぞれ2名の選出の準備をお願いします。

【(10)その他】

(反田会長)

以上で予定された議事は終了しましたが、委員の皆様から、何か、その他、として、何かございますか。

(委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

(賃金室長)

その他といたしまして、2点御説明させていただきます。

1点目は、助成金について、でございます。

審議資料の151ページを御覧ください。

業務改善助成金のリーフレットとなります。

こちらは、最低賃金引き上げに関して一番関係があります助成金のリーフレットとなります。

この業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げて、生産性向上のために設備投資などを行った中小企業・小規模事業者に対して、その費用の一部を助成する制度で、賃金引上げに関する政府の支援策の一つとなっています。

次に、153ページをお開きいただきたいと思います。

業務改善助成金の特例コースのリーフレットとなります。

この特例コースは昨年度途中で設けられたもので、新型コロナウイルス感染症の影響で特に業況が厳しい事業者を対象に、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のために設備投資などを行った場合に、設備投資のほか、設備投資に関連する費用についても助成の対象とするものとなります。

155ページからは、業種ごとの活用事例集を入れてございます。

2点目は、労働組合からの要請等についてです。

審議資料の149ページを御覧ください。

山梨県労働組合総連合から、6月28日に要請書と署名の提出がありましたので報告させていただきます。

要請の主な内容は、「日本の最低賃金は、地域間格差が大きく、地方からの若者などの流出が問題になっている。人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律の最低賃金制度を求める。山梨の最低賃金を今すぐ1,500円以上に引き上げることを、政治の決断で実現してほしい。」といったものになっています。

署名につきましては、本日の資料には入れてございませんが、1,237人分の署名の提出をいただいております。

中央最低賃金審議会会長、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に対する上申も求められておりますが、上申に係る対応につきましては、事務局で対応させていただきますので、審議会の委員の皆様には、このような要請があったということを御承知おきいただきたいと思っております。

以上です。

(反田会長)

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見・御質問等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、令和4年度の第1回山梨地方最低賃金審議会を終了といたします。

なお、本日の議事録の確認ですが、労働者側は白倉委員お願いいたします。

使用者側は一之瀬委員をお願いいたします。

それでは、長時間お疲れ様でした。

ありがとうございました。